

令和5年度 第1回千葉市子ども基本条例検討委員会 議事録

1 日 時：令和5年5月25日（木）14時00分～16時17分

2 会 場：千葉市役所 新庁舎高層棟2階 202・203会議室

3 出席者：

(1) 委員

宮本委員（委員長）、矢尾板委員（副委員長）、沖委員、樫浦委員、岸委員、郡司委員、児玉委員、小林委員、清水委員、田村委員、藤芳委員、二タ見委員、松島委員、村山委員、吉永委員、米田委員、渡部委員【委員20名中17名出席】

(2) 事務局

【子ども未来局】	宍倉子ども未来局長 大町子ども未来部長
【子ども未来部子ども企画課】	宮葉課長、佐久間課長補佐
【子ども未来部健全育成課】	石田課長
【子ども未来部青少年サポートセンター】	栗田所長
【子ども未来部子ども家庭支援課】	高木課長、中坂企画調整担当課長
【東部児童相談所】	山口所長
【西部児童相談所】	桐岡所長
【教育委員会事務局学校教育部教育指導課】	八斗課長
【教育委員会事務局学校教育部教育支援課】	保田課長

4 議題等：

(1) 宮本委員長発議

ア ZOOMミーティングについて

(2) 議題

ア （仮称）千葉市子ども基本条例の骨子案について

イ シンポジウムの開催案について

ウ 市民からの意見等の収集について

(3) 報告事項

ア 子ども施策庁内連絡会議について

5 議事の概要：

(1) 委員会のほかに、ZOOM ミーティングを開催し意見交換を行うことについて提案が行われた。

(2) （仮称）千葉市子ども基本条例の骨子案について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換が行われた。

- (3) シンポジウムの開催案について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換が行われた。
- (4) 市民からの意見等の収集について、事務局より説明があり、質疑応答、意見交換が行われた。
- (5) こども施策庁内連絡会議について報告があり、了承された。

6 会議の経過：

○佐久間補佐 予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の佐久間でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本日は過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことを御報告いたします。

本日の会議ですが、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開させていただいております。

また、議事録を市のホームページで公開することから、会議内容を録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

本検討委員会は、オンラインと対面形式の同時開催で進めさせていただきます。不慣れなため、至らない点もあるかと思いますが、何とぞ御容赦くださいますようお願いいたします。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合もありますので、御注意願います。

続きまして、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に座席表を配付してございます。次第、委員名簿、会議資料につきましては、事前に送付しておりますものを御使用ください。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、宍倉こども未来局長より、御挨拶を申し上げます。

○宍倉こども未来局長 皆様、改めましてこんにちは。本年度よりこども未来局長となりました宍倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

令和5年度の第1回千葉市こども基本条例検討委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より、本市のこども施策の推進だけでなく、市政各般にわたり、多大なる御尽力、お力添えを賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の会議では3点の議題について御検討をお願いいたします。

1つ目は、(仮称)千葉市こども基本条例の骨子案についてでございます。事務局のほうで案を作成いたしましたので御審議をお願いしたいと存じます。

2つ目は、シンポジウムの開催案についてでございます。実施内容についての御審議をお願いしたいと存じます。

最後に、市民からの意見等の収集についてでございます。実施方法及びアンケート等について御意見等を賜りたいと考えております。

また、こども基本条例の検討に当たりましては、庁内の連携を図りますことを目的に、こども

施策の庁内連絡会議を設置いたしました。こちらについても後ほど詳しく御報告をさせていただきますと存じます。

委員の皆様方には、それぞれの専門的なお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○佐久間補佐 なお、大森委員、山口委員、山崎委員につきましては、本日は御欠席の旨、御連絡をいただいております。

また、吉永委員におかれましてはオンラインで御出席いただいております。

会場内の皆様におかれましては、御意見、御質問の際には挙手していただき、指名されましたら御発言くださいますようお願いいたします。

オンラインで御出席いただいている吉永委員におかれましては、御発言の際、画面に向かって挙手していただき、指名されましたらマイクのミュートを解除してお話してください。なお、発言時以外は、マイクをミュートとしていただくようお願いいたします。

それでは、ここから委員長に議事進行をお願いしたいと思います。宮本委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本委員長 こんにちは。本日も御参加いただきましてありがとうございます。それでは、限られた時間でございますので効率よく進めていければと思っております。

予定されている議題に入る前に、前回の委員会の議事録を私が拝見させていただきました。まだ委員の皆様のお手元に届くところまでいっていないと思いますけれども、その議事録を拝見しますと、大事な意見はほとんど出ているという感じが改めていたしました。

そういうことで、これから議論を進めるに当たって、前回の委員会で出た御発言を整理してみました。そうすると4項目ぐらいに分かれるかと思うんですけれども、これを念頭に置いて意見交換をすると、効率よく、大事なことを落とさずに進めることができるように思いますので、私がつくった資料をちょっと御覧ください。本当にランダムではありますけれども、大体黒ポツで示した感じに分かれるように思われます。

1つ目ですが、こどもの意見表明権というようなテーマかと思えます。ここに「参加」というものを加えたほうがいいかもしれません。ちょっと私、「参加」という言葉を落としておりますけれども、こどもの意見表明権が重要であるという御意見、それから、こどもの声を反映させるためのワークショップや仕組みづくりが必要である。それから、こどもの意見を聞ける専門家を養成すること、それから、「こども会議」は可能性があるという、実際の「こども会議」を踏まえての御発言もございました。

その次、2番目ですが、こどもの意見表明権において検討が必要な課題ということで、これはたくさん御意見がありましたけれども、要するに1つ目のこどもの意見表明権のやり方だけではなかなか拾えない、いろいろな事情を抱えているこどもや若者の声をどうやって把握したらいいのかということに関する御意見でした。意見表明が困難な子ども・若者の声を把握することが必要。

2つ目、意見聴取は、支援団体だけでなく専門家がしっかり意見を集めていくことが大事。これはアンケートを出すだけでは難しい。もっと別の方法が必要ではないかという御意見ですね。

それから、地域に根差した井戸端会議的なネタを小・中学校は持っている。そこから解決策・手助けのヒントが出てくるかもしれないというような御発言がございました。

それから、委員が協力してそれぞれの関心に基づいて団体等を訪問して話を聞かせてもらうという方法があるのではないかとということ。

それから、意見が言えない理由の1つは、生育過程でこれまで意見をちゃんと聞かれてこなかったことに原因があるのではないかとという御指摘、こどもの権利が守られてこなかったので、意見があってもその意見を表明することが当然の権利だということを全く知らない世界で生きてきた子どもたち・若者たちがいるんだという御指摘でございます。

それから、コミュニケーション力が著しく低い子どもたちのコミュニケーション能力を高める取組が必要ではないかとという御発言もありまして、学校教育との連携等、特に小さい頃からそういう機会が必要だということ。

それから、意見表明支援事業の開始に向けてということで、これは児童福祉法が改正になりまして意見表明支援事業がスタートしたわけでございますけれども、推進要員が必要だけれども、それをどうするのか、そのあたりをきっちりやらないと、法律ができて中身はなくなってしまうのではないかとという御意見でございます。こんなポイントが見えてまいりました。

3つ目は、こどもの権利侵害にかかる救済についてということで、こどもの権利保障、それから相談・救済というようなことが必要、体制整備、環境整備が必要なんだということでございます。

学校における性暴力の防止に関しては、昨年、千葉市で子どもへの性暴力防止対策についての提言が市民から提出され、対策がスタートしたそうです。

しかし、体罰・暴力、保育所や幼稚園では使えない、子どもたちが困ったときに守ってほしいと言える場が必要なんだというようなことで、こども基本条例にきちんと書くことが必要だという御意見だと思います。こどもオンブズマン、あるいは、子どもコミッショナーの検討が必要という御意見でした。

4つ目が、条例制定に当たって考慮することということで、これはたくさんのいろいろなアイデアを伴う御意見がありました。1つ目は、誰一つ取り残すことのない条例であるべきだということで、要するに、エリートの子どもだけが尊重されるような条例であってはならないということになります。年齢を18歳などと限定せず、その子の状況を重視するという意見に合わせてですけれども、障害の有無、国籍その他にかかわらず、全てのこどもが条例で守られることが大事である。困難を抱えていない、できる子どもたちだけではないということを念頭に置いた条例であることが必要だという御発言でございました。

裏面に行ってください、条例はこどもが読んで理解できる体裁にすることが必要だということですね。例えば小学生には平仮名を多くする。それよりもっと下の子に対してはどういう工夫が必要なのかというようなこと、これも検討する必要があるということだと思われま。

2つ目、教育関係者が委員の中にいないのは問題だと、教育委員会から加わってもらうなどの方法があるのではないかとというような御意見です。

それから、町田市は日本版子どもの権利条約を守るチェックリストを出しているという御案内がありました。

それから4つ目、ワークショップなどで保護者の意見を取り入れること、それから、どういう性格の条例にするのか、具体的な施策の中身はその後の基本計画や実行計画でつくっていくのか整理が必要だという御意見ですね。

それから、こども施策がこどもや市民にしっかり伝わるのが大事である。このあたりをどうするか。それから、親の支援、親啓発が重要であり、こども支援だけでは効果は上がらないということで、こどもだけを見ていても解決しないという御発言がございました。

それから、委員会として千葉市の事情をもっと理解していく必要があるだろうという御指摘がございました。

そして、条例が対象とする主な内容には、1つ目、困難な状況に置かれたこどもや若者が健やかに成長できる環境づくり、2つ目に、支援を適切に受けられる環境づくり、そして3番目に、子どもや若者が主体的に参加できる機会づくり、この3つくらいがあるのではないかと整理をしていただきました。

あとは事務局のほうから今後の日程についての御説明がありましたけれども、その辺は市の広報媒体を活用した周知啓発、これを今から進めていくことが必要だということ、そして2番目にシンポジウムを開催すると、それから3番目に意見の収集ということで、①アンケート調査、②は意見聴取、先ほどのいろいろな御意見の中にも出ておりましたけれども、意見聴取をどうやってやるのかということがございます。それから4つ目、これまで実施してきた事業として、千葉市にはワークショップ、これは千葉市のこども参画事業、10年続いているもので、対象は小・中学生であるということ、それからもう1つは、こども・若者市役所、これは対象が高校・大学生であるという御案内がございました。

これまでのこどもの参画事業の参加者は、意識の高い能動的なタイプが中心であったということで、限られた一部のこどもに限られている。

昨年度から学校の授業を活用した社会参画の意識づけの取組が始まっているというようなことが市から御案内がございました。

ちょっと駆け足でございますけれども、あとはこれを目で追っていただければありがたいと思います。

ということで、まだ御発言で足りない部分はあるかと思っておりますけれども、こうやって拝見してみますと、重要なポイントはほとんど発言いただいているような感じもいたします。

そこでなんですけれども、この1回目に出たことをこれから掘り下げていくということになるんですけれども、5年度は本日を含めて検討委員会は4回しかないという状態なんです。それで4回の委員会で、これまでに第1回目の発言を掘り下げていくというのはちょっと難しいという感じがいたします。

市の御事情ですけれども、今年度は4回の委員会開催予算だけということで、それ以上は予算を伴った形では難しい状況だということを伺いました。

そこでなんですけれども、どうしようかということで考えたことなんですけれども、一番お金がかからず、時間的制約も少なく、ある程度の回数を重ねられるのはZ o o mでやることではないかということがございます。仕事の都合などで御参加できない方もいらっしゃると思っておりますけれども、多くの方が一番参加しやすい夜の時刻、夜7時から9時くらいの2時間、これを4回か5回

くらいを数か月の間に開催をしてはどうかということでございまして、このZ o o mのミーティングはあくまで委員の自発的な集まりという位置づけになりますけれども、事務局のほうはいろいろな形でお手伝いはしていただけるということを伺っております。

そこでなんですけれども、今日のうちに一応大枠を決めておかないと、解散してからでは調整がとても難しいので、Z o o mのミーティングの主なテーマ、そしてこんなものが挙げられるかと思いますが、ほとんどはこの今の1回目の議事録から抜粋した項目になります。

1つ目は、意見表明権・参加ですね。子ども・若者の参加ということになるかと思えます。これに関してはちょっと御意見をいただければと思えますけれども、議事録の整理にもありますように、いわゆるこどもの意見表明権で千葉市でもこの間大分やってきたことも踏まえてということがあるかと思えますけれども、もう1つは、こどもの意見表明権において、困難な子どもや若者たちの問題をどうするかということがあるかと思えます。これを2つに分けるのか、1つのチームの中で何回かやるのかというようなこと、ちょっと御意見をいただければと思えます。

その次は、相談・救済ですね。これが1つのグループになるかと思えます。

3つ目、こどもの権利保障というようなこと、それからもう一つは、若者に対する支援ということで、ちょっと年齢を、こども年齢とその上の年齢に分けてミーティングをやってはかがかというようなこと、あとは、条例制定に当たって考慮することとか工夫することというのがいろいろあると思えますけれども、これも今回のミーティングでやるか、あるいは一通り中身が決まってきたところで、では、全ての人に届けられる条例にしていくためにどんな工夫があるかというようなことを少し遅れてから議論することもできるかと思えます。

以上が私からの御説明及び提案でございますけれども、これについて御意見をいただければと思えます。いかがでしょうか。――田村委員、どうぞ。

○田村委員 実際には骨子案をこれから検討していくに当たって、前回の意見を踏まえて掘り下げていくことが委員会では足りないのでZ o o mの会議を行うというふうに私のほうでは理解しました。それで、やるに当たっては、千葉市で実際に活動をしたり、あるいは実際にこどもと話し合っていてこどもの意見表明とか参画に関して実績を積み重ねてきたものがございまして、そういった部分をご検討いただくというのは必要なのかなと思えます。これを頂いて、拝見しているのがまだ1日か2日というところなので、きっちりと内容をもう一度見てみないといけないと思っておりますが、事務局のお考えというところも読みながら、例えば第3章のこどもの意見表明と社会参画という部分ではもう少し掘り下げが必要なんじゃないかなと感じるところは私のほうで多々ございましたので、ここにお集まりの先生方の御意見、それ以外の実際に施策に関するいろんな活動をされている方とか、こども自身も加わって意見交換ができるのであれば、実際の項目はいろいろな思いがあることを踏まえて掘り下げていくということはもう少し必要かなと思えます。今、宮本委員長がおっしゃったところは、こういったそれぞれの項目を今後掘り下げる方法論としてそういったZ o o mを活用してというところは1つの方法かなと思えました。

あと、権利侵害の部分に関しての救済というところは、この内容を入れるというのはとても評価のできるこども条例になるんじゃないかなという期待があるので、私もこの部分に関してはきちんと委員の先生方と意見交換をさらにしていくことが必要じゃないかなと感じております。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。そのほか御意見いかがでしょうか。——松島委員。

○松島委員 松島と申します。検討委員会プラスアルファをZ o o mで行うことに関しては、皆様お忙しい方々だとは感じているんですが、基本的には賛成しております。その中で、全てのこどもに届けるためにという焦点を前提に話し合いをZ o o mで行うのか否かというところで、ある程度骨格が出てからというふうなお話があったかと思うんですが、全てのこどもに届けるというところに関しても、なるべく早い段階からお話というのは始めたほうがいいのかというふうに思っています。できた決まりをこどもにどう届けていくかというよりも、こういう活動をしているということをこどもに届けていくことで、こどもがこの条例をつくっていくところにも触れる機会を提供することも大事なかなというふうに個人的に思っています。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。その他いかがでございますか。——郡司委員。

○郡司委員 公募委員の郡司です。対面で初めて参加させていただきます。よろしくお願ひします。

今、委員長のほうから御提案があったことについては私も基本的に賛成しております。予算上の関係があるということだったんですが、そこはちゃんと汗をかかなければいけないところだと思っていますので、Z o o mで夜の時間帯に委員の参加でということに関してはぜひやりたいなと思います。

その一方で、時間はやっぱり有限なところもあるので、今上げていただいたテーマ、それぞれ専門の方がここにいらっしゃると思うので、ある程度担当を決めて、1もしくは2つぐらいの分科会程度、ワーキンググループみたいな形で、それぞれテーマを持った会議を設定するほうが時間も有意義に過ごせるのかなと思いました。

以上になります。

○宮本委員長 そのほかいかがでしょうか。

○矢尾板副委員長 前回は議論を聞かせていただいて、この2時間の時間だと、委員の皆さん多いですから、お一人お一人のお話しになる時間が少ないということで、委員会以外にこうした機会を持つということは大変重要なのかなと思います。

やり方ですけれども、これは完全に委員の自発的な任意の会議ということになりますので、正式な委員会ではないということを整理しておく必要があるかなと思います。その中でテーマを幾つか決めてそれぞれ参加をしていただくということになると思うんですけれども、そこもきちんと分担はする必要はなくて、こうしたテーマだったら自分は参加したいなというところに入っていただく、お互いにそうやっていったらいいんじゃないかということで、委員の自発的なものですので、そこはある程度フレキシブルに、皆さんの関心とかお得意なところ、御意見をたくさんお持ちのところに参加していただくというのはすごくいいかなと思うんですね。

一方、ただ議論は発散をしてしまうと、やっぱり最終的にこれは取りまとめていかなければいけないので、集約をしていかなければいけない。そうすると最終的には、骨子案等の検討の中にやっぱり論点整理をちゃんとして、それぞれ論点整理のメモが出来上がってきて、委員会の中で共有をし、それで議論をするというようなことが次の委員会のほうで必要なのかなと思います。

ですので、この委員の方の自発的な会ですので、メンバーの話とか今出ていますけれども、そこあまりルールというのは必要ないのかなと思いますが、ただ発散だけで終わらないようにす

るということが大変重要なのかなと思います。

そういう中でやっぱりちょっと取りまとめをしてくれる委員さん、それぞれテーマごとにいただけると、議論としてはすごく最終的には論点整理のところには行きやすいかなということ、ここも委員の皆さんから自発的にじゃあやるよみたいなことが出るとよりいいのかなと思いました。

ただ、ここで確認をしておかないといけないのは、予算の話が出ましたけれども、この委員の自発的な会ですので、この正式な委員会では報酬を頂いておりますけれども、それはないということで、そういう中で、あとは委員の皆さんの選択で、ぜひもっともっとやりたいんだという方には大変御貢献をいただいて、そこは仕事の都合上なかなか厳しいんだという方もいらっしゃると思いますので、あまりそこは気にしないで自由にやれたらいいんじゃないかなと思います。

一方で、やっぱり事務局のサポートというのは必要だと思いますので、そこは事務局のほうでお願いをしたいかなと思います。例えば、こういうテーマでこの日にやりますよという連絡は委員の皆さん全員にさせていただいて、自分はそこに参加しようかなとかいうようなことができるように、そうした連絡のところと、あとZoomも、個人のものを使うというよりは、できればそこは事務局のほうで御準備いただいて、少し設定をお願いするとかいうことはお願いしたいかなと思いますし、委員の自発的な議論ですので、資料等は委員がそれぞれ持ち寄ったりということもあると思うんですが、市の取組とかこちら側では持っていない資料なんかもあると思いますので、そうしたことに关しては事務局から御提供をいただくとか、そうしたサポートをしていただき、それぞれテーマごとに詰めていって論点整理をして、次の委員会に向けて有意義な、そして言い足りないとか消化不良にならないように皆様の御意見を十分に出していただいて審議をしていくことが重要だと思いますので、そのような形でやっていただけるといいかなと思います。

○宮本委員長 ありがとうございます。今、副委員長のほうから、具体的に一応グループを決めて、そして、この場で開催するのがいいと思うんですけれども、中心になる方だけでも自発的に声を上げていただいて、そこで一応枠をつくって進めるというご意見が出ました。あと日程調整等はこれから追い追いやっていくということになりますけれども、そういうやり方で今ここで決めさせていただいてよろしいでしょうか。——はい、どうぞ。

○岸委員 岸でございます。ちょっと前回私欠席したものですから教えていただきたいんですけども。そうしますと自発的な会ということは拘束力を持たない会ということですよ。しかし、そこに事務局も携わっていただくとなると、事務局はどういう位置づけになるのかなということです。つまり7時から9時の時間に事務局が出るということは、これは時間外勤務になりますので、そのあたり事務局も自発的に出たいただかないと結局は予算の問題で引っかかってくる。私、総論的には賛成ですけども、そのあたりの調整はどこかで局長が困らないかと。

○宮本委員長 では、事務局のほうからちょっとそのあたりについて御発言をいただきたいと思います。

○宮業課長 こども企画課でございます。やはりこの検討委員会の中で十分な審議がなされるというのが正式だと思っております。ただ、予算的あるいは時間的な制約がある中で、先ほど委員長から御提案がありました方法で、委員の皆様方の中で意見交換等を図るような機会が設けられる

のであれば、事務局としてもできる限り協力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○宮本委員長 よろしいですかね、岸委員。

○岸委員 それはいいですけども、ブラック企業にならないように。

○宮本委員長 そのあたりは、夜の7時から9時というのは、これはもう大切な私的な時間であるんですけども、そこでやらざるを得ないということがあるのでそれで何とか進めたいと思います。——はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 お時間の問題も、皆さん7時から9時がやりやすいだろうなということでもありますけれども、自発的なものなので、中心になるメンバーの皆様には、いろんな仕事をしていらっしゃるから、合意が取れば昼間でもいいと思います。そこはこの時間に限定しなくてもいいんじゃないかなと思いますので、事務局のサポートは、確かに今、岸委員からありましたように、業務時間との関係があるんですが、その中でうまく調整していただいたりとかということは御協力いただければ、あとは時間も柔軟に考えてもいいんじゃないかなと僕は思います。

○宮本委員長 そのあたりは日程調整で、できるだけたくさんの方が出られるところに決めるということで進めたいと思います。

では、早速ですけども、大体今4つあるいは5つぐらいテーマが上がっているんですけども、自分はぜひそこでやっていいよと、あるいはやってみたいというような御希望があったら積極的にお手を挙げていただけると助かります。じゃ、1つ目、意見表明権ですが、いかがでしょうか。あるいは、意見表明権、これは積極的なこどもたちの意見表明と、そうでないこどもたちへの意見表明の工夫と、2つあって、これは分けたほうがいいのかもかもしれません。ちょっとそのあたりも含めて御希望があったら言っていただければと思いますが。——はい、どうぞ。

○村山委員 確認になりますけれども、今どなたかとおっしゃっていただいているのは、参加したい方ではなくて、中核となってという話ですね。

○宮本委員長 そうですね。

○村山委員 分かりました。その確認です。

○宮本委員長 委員の皆様はそれぞれ専門的にいろいろなところでやっていらっしゃるの、こちらである程度原案を用意すればもっとスムーズだったかもしれないんですけども、ちょっとそれをしていないものですから、手を挙げていただければと思います。例えば相談・救済なんていうと、もう村山委員などが……。

○村山委員 はい、そこは私やらせてくださいと手を挙げたいと思います。

○宮本委員長 そんな形でそれぞれの御専門をフルに生かしていただけるように、名のりを上げていただけると助かります。そのほかいかがでしょうか。——沖委員、どうぞ。

○沖委員 まずどういう枠があるかがはっきり分かっていないと手を挙げにくいんですけども、カテゴリー的にどういう枠にするかももう一度……。

○宮本委員長 そうですね。どうもすみません。先ほど上げたのは、1が意見表明権、これを2つに分けるという考え方もできます。2つ目が相談・救済、3つ目がこどもの権利保障、4つ目が若者に対する支援、5つ目が条例制定に当たって考慮することですね。さっき松島委員から意見が出たように、全てのこどもにどうやって届けるかとか、そういうようなものを含めた補助する

ことというようなことになります。

じゃ、もう1回。意見表明権いかがでしょうか。——はい、郡司委員。

○**郡司委員** 意見表明権、私もやっているテーマなので、ぜひお願いできればと思っております。ただ私、若者ですので、ぜひ御経験がある方と一緒にできればと思います。よろしくお願ひします。

○**宮本委員長** ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。——田村委員。

○**田村委員** もし意見表明権と別にしてやるということであれば、この意見表明の困難な子ども・若者の声を把握するということにおいてさせていただければなと思います。子どもたちの声を拾うということの難しさと、あとそこにできれば社会的養護を背景とした子どもたちの声とか、あるいは支援側の方の声とかということと一緒に見てあげましょうということができればなと考えております。

○**宮本委員長** ありがとうございます。じゃ、田村委員、意見表明権の中の課題のある子どもたちの意見表明ですね。

それでいくと渡部委員は養護施設の専門家でいらっしゃるの、そちらに入っていたくのはよろしいんじゃないですかね。こんな形で、どうぞ、それぞれ一番深く思い関わっているところでやっていただけるといいと思いますが。——はい、どうぞ。

○**村山委員** もう1点質問になります。権利保障という項目を書いていたかと思うんですけども、具体的に権利保障とか権利擁護かもしれないけれども、そこで議論することが想定されている事項はどのようなものか、もう1度すみません、確認させてください。

○**宮本委員長** これは前回のこの議事録の整理の中にはそれが入っていないんですね。だから、これは、子どもの権利保障とか若者支援というのは、これはむしろ具体的な施策に関わる内容になるかと思いますが、これは事務局のほうからこの言葉が出てきたんですけども、ちょっと事務局に振って申し訳ないんですが、どういう意図でこれを出されていますでしょうか。

○**宮葉課長** 子ども企画課でございます。権利保障と相談・救済はかなり密接な関係があるものと思っており、相談・救済についての具体的な措置というのはいろんな市で先例がありますけれども、そこを掘り上げていながら、いわゆる相談・救済の部分と、もう少し広い意味で、例えば、家庭とか学校・地域、こういったところでの権利の保障というものでちょっと分けてはいるんですけども、それはもちろん一体的なテーマとしても十分可能だとは考えられます。

以上でございます。

○**村山委員** ありがとうございます。私は分けていいと思っていまして、相談や救済は、機関について、仕組みについてはやっぱり特化してやったほうがいいかと思っていまして、それ以外の権利擁護、権利保障についても確かに広く取り扱うべきだと思っておりますので、分けること自体に反対ではないんですけども、どういう内容か確認させていただきました。

○**宮本委員長** 今の説明でよろしいでしょうか。子どもの権利保障とか、恐らく若者の支援というのも、実際にいろいろな場面において子どもの権利の侵害の問題があり、いろいろな困難な問題があり、それに対して何が必要なのかというような議論になるかと思いますが。どうぞ遠慮なく。——はい、田村委員。

○**田村委員** 恐らく話合いの中で話し合われてきたことがそこで終わるわけではなく、実際に意見

表明の話合いをしていく部分に影響するような意見ということで内容検討というのもほかの委員の意見が反映してくる話になってくると思いますので、そこを忌憚なく一緒に、最終的に皆さんが会う委員会でののか、あるいは事務局のほうでそういった部分の枠組みをして、それぞれの自分の意見に影響してくること、あるいは権利侵害にかかる救済に関するこの意見集約というのをどのようにやっていくのかということ、あるいは意見に影響する部分をどのように整理するのかという方法に関しては、実際に事務局のほうで御検討をしていただいで対応をいただければと思います。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 今のお話なんですけれども、正式な委員会ではないのでなかなかそこまで事務局にお願いするのは難しいのかなと思います。そこは先ほどちょっと御提案をさせていただいたんですけれども、そういうふうに分けるからと言ってほかのところに出ちゃいけないというわけじゃないので、できれば呼びかけの中で、今度は関わる部分をやるからということの情報提供をしていただければ、もう一つの方もそこに参加していただくということで、相互に意見交換をしていく場だと思うので、そこは緩やかにやり、調整が必要であれば、委員主体のもので、委員長、副委員長に御相談をいただいで調整をしていくということで、事務局はあくまでもサポートのところをお願いして、論点整理のほうを委員主体でやっていくということのほうは趣旨としてはよろしいんじゃないかなと思います。

○田村委員 そうしますと、例えば実際に話合いの先にあったところの内容を具体的にやるところに受け継いでお渡しして、テーマは変わるけれども、その内容をそれぞれ共有しながら図っていくみたいな方法になりますでしょうか。それだったらすごくいい意見の形になるんじゃないかなと思います。

○宮本委員長 どうぞ、小林委員。

○小林委員 すみません、グループ討議をするというのは本当に賛成なんですけれども、そもそもちょっと私が腑に落ちないと思うのは、この委員会が4回では基本条例ができないということなわけですね。千葉市としてそれを委員に、グループの自発的なものであるということに任せてあとはよろしくというのは、何か予算が取れないからボランティアであとはやってねというのは、何かちょっと全然腑に落ちないと思うんですけれども、千葉市としてそれはどんなふうにお考えなんですか。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○宮葉課長 こども企画課でございます。議論が深まっていくことによって委員の皆様方で深い審議が必要だという話に前回の検討委員会の中からはなってきました。当初我々としては、令和5年度については4回程度の委員会、6年度は3回程度の委員会開催でまとめていこうという形では考えておったんですけれども、それが委員の皆様方の熱い強い気持ちがございますので、より深く審議したいということでございましたので、できるだけそのような意に沿う形で考えてはいきたいんですけれども、何分当初の予定というのがございますので、その中でできる範囲で審議していただく、事務局としてはそのようにしたいと思っています。ただ、委員長から御提案があったように、そのほかの部分でより深い御審議をしていただけるといいますので、それについてはできる限りの御協力はさせていただくという形で考えています。

以上でございます。

○**矢尾板副委員長** 検討委員会としては4回というスケジュールで議論をしていくことは可能だと思います。決められたスケジュールの中で、骨子案も今回出ていますし、御意見をいただいてというのは可能だと思うんですけども、前回の委員会でも、委員の皆様とても熱心に発言をされて、そういった中で本当に思いが皆さんにあるんだなということを僕もすごく感じました。それをやっぱりこの委員会の決められたスケジュール以外でもっともっと委員の皆さんに、これはプラスのところなんですけれども、いろんな意見をいただいたほうがより議論がさらにいいものになるんじゃないかというところで考えたときに、千葉市さんがどうこうじゃなくて、もっと僕たちのほうもしっかりと主体となっていていろんな意見交換をしたいなと純粋に思ったんですね。それを委員長もそのようにお感じになられたと思いますので、それは何か千葉市さんが知らないよという話ではなくて、むしろ私たちがもっともっといい議論をしていきたいなというところでボランティアでやるものだと思いますので、そこをちょっと千葉市さんがどうだという話ではなく、自分たちの思いとしてやれたらいいなというところで、なので、参加も任意という形だと思いますし、自由にいろんな意見交換をする機会をもっとお互いにあったほうがいいよねというような御提案だというふうに受け止めていますので、そこはそのような形で何かうまくやれるといいのかなと思います。

○**宮本委員長** これからシンポジウムがあり、調査票をつくり、そして秋以降に第3回目の委員会があるということですが、やっぱり委員側も十分この条例をつくるということについて深く理解をお互いにし合って、お互いにそういった思いを一にするというそういう時間がないと、条例の字面だけではできませんけれども、恐らくその条例というのは魂のないものになるだろうということをお互いに強く感じて、そんなこともあって提案させていただいているところでございます。ですから、これからやろうとしている自主的なミーティングの中でいろいろ考えた思いを、その後の正式の委員会の中でもより研ぎ澄まされた形で発言していただければよりいいことになるのではないかと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、名指しで申し訳ないですけども、榎浦委員はC B T実行委員会をやっているというので、そういう意味では意見表明・参加に十分な御造詣があると思いますので、そこにお入りいただけますか。

○**榎浦委員** はい。委員長のほうからそういうことであれば構わないと思うんですが、それぞれのものに多少なりとも意見を持っていますので、基本的には意見表明をメインとしてやるんですけども、ほかのZ o o mの会議があったらばそっちにも参加するというような考え方で……。

○**宮本委員長** ぜひ、よろしく願いいたします。

○**榎浦委員** かしこまりました。

○**宮本委員長** あと、こどもの権利、若者の支援、このあたりについて、まだお名前が上がっていないんですけども、いかがでしょうか。こどもの権利保障に関してどなたか中心になっていただけるとありがたいです。こどもたちの実態を日頃からよく見聞きされていて、経験を持っていらっしゃる方たくさんいらっしゃると思うんですけども。若者の委員にぜひ。ここで遠慮するとこの委員会の趣旨に反するので。——はい、どうぞ。

○**松島委員** 私、サブ的な立場でこどもの権利保障に入らせていただければと思います。

○村山委員 そうしたら、意見をまとめる程度になってしまうとは思いますが。

○宮本委員長 じゃ、松島委員と村山委員と、今そのお2人でしたでしょうか。

若者に対する支援という項目が上がっていますけれども、いかがでございますか。——はい、ありがとうございます、郡司委員。

○郡司委員 私はこどもの意見表明権のほうに手を挙げさせてもらっていますけれども、若者の当事者でもあるので。ただ、この若者支援が何を指すのがちょっとあんまりよく分かっていなくて、これは事務局の方にお伺いすればよろしいですか。

○宮本委員長 例えば、社会的養護関係ですと、社会的養護を出るあたりからその後の苦難の時代がありますよね。例えばその年齢の人たちの問題は、社会的養護関係だけではなく多々あると思うんですね。そこらを出したいというふうにイメージしていますけれども。

○郡司委員 なるほど。どちらかというと経済的な支援の話とかキャリア形成の話とか、このあたりになりますかね。骨子案を見る限り、子育ての話、結構出てきていると思うんですね。なので、どこに焦点を当てて若者支援の議論をすればいいのかが、かなり広くて、子ども・若者とされたときの若者が18歳そのあたりだというのは書いてはあったんですけども、どういったところに焦点を当てればいいのかというところをぜひお示しいただければ、私にも当事者として参加できるのではないかと思います。

○岸委員 それぞれ守備範囲がある。

○矢尾板副委員長 何度も申し上げますけれども、これは任意なので、何か分担をするということではないのかなと思っています。それを前提にちょっとお話をさせていただきたいんですけども、今テーマに出されている意見表明とかそういったところは自発的に手を挙げていただいて、私やるよと言っていたので、ぜひやっていただきたいなと思うんですけども、今ちょっと手が挙がらないものについては、もしかすると関心が低かったり御遠慮されている部分もあるかもしれないし、ちょっとよくよく考えてみようかなというところもあって、それもある種柔軟性とか自由だと思うんですね。だから今、じゃ私やるよと言ってくれたところについてはやっていくということだと思いますし、今、手が挙がらないものについては、例えばそういう機会は何度かZoomで設けさせていただいて、そのうち私ちょっと中心にやってみようかなと思っていたらそこにちょっと移行していくとか、テーマとしては置いておいて、今みたいに若者に対する支援もいろいろ分かれると思うので、議論すればまたじゃここは重要だよとか、ここは抜けているよねというのはあると思うので、そこは緩やかに、呼びかけだけさせていただいて、それで何か見えてきたところで、じゃ私ちょっと考えますみたいな緩やかな形でいいんじゃないかなと思います。それで決まらない場合の呼びかけはもしあれだったら僕のほうでやらせていただきますので、何かゆるゆるとやられたらいいんじゃないかなと思います。

○宮本委員長 もう大体お1人ずつぐらいは名前を上げていただいたので、これで何とか進められると思います。1回2回とやっているうちに、もっとこういうテーマのくくりのほうがいいとかいうのも出てきたら柔軟にやればいかなと思います。

ちょっと気になっているのは、吉永委員がZoomでお入りになっていますけれども、吉永委員も町田市の委員長もやっていらして、もう経験はたくさんありますので、吉永委員に何か関与

していただけると大変力強いかなと思います。

○事務局 吉永委員、ちょっと、回線が落ちています。

○宮本委員長 じゃ、ちょっと後にします。ということで大分時間を取ることになりましたけれども、一応、皆様から御賛同いただきまして、数回にわたってミーティングをやるということで進めたいと思います。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。議題（１）（仮称）千葉県子ども基本条例の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

○宮葉課長 子ども企画課でございます。資料１をお願いいたします。

（仮称）千葉県子ども基本条例の骨子案について、事務局として骨子案を作成いたしましたので、その報告になります。時間も押していますので、ちょっと駆け足で御説明させていただきます。

１ページにつきましては、構成ということで、この骨子案の主だったところを前文から第４章まで記載させていただいております。詳細につきましては２ページ以降になります。

まず、前文というところで、条例の制定の趣旨ですとか意義、こういったものを明示するために前文を整理したいと思っております。

それから、第１章の総則といたしまして、まず目的です。「未来を担う全ての子どもたちが、自分らしくいきいきと健やかに成長できるよう、子どもの権利が保障される社会の実現を図るとともに、子どもに関する施策を総合的に推進」という目的を挙げさせていただいております。

それから、３ページ目の定義のところ。「この条例において、「子ども」とは、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階に限らず、心身の発達の過程にある者とする。」ということで、こちらにつきましては、基本的には子ども基本法の定義、「心身の発達の過程にある者」というものを引用しているんですけども、ただ、先ほど来、前回の会議でもいろいろとお話がありました若者への支援ということで、自立に向けた支援が必要な若者も一定数いるというところで、それもこの子どもの中に含めるという趣旨でございまして、この新生児期から思春期までの各段階に限らずというところで、そういった方も対象に含めていくということを示しているところでございます。

ただ、「子ども」の表記につきましては、これまで千葉県におきまして、子どもプランの中で、一応、事務局の考えの下にあります参考のところに記載しておりますが、「子ども」については、乳児から青少年までの全般を指す場合ということで使い分けておりますので、こういう表記をそのまま踏襲して「子ども基本条例」ということで、この点におきましても「子ども」ということで、心身の発達過程にある全ての子どもということで位置づけているところでございます。

それから、その次の基本理念につきましては、基本的に子ども基本法の基本理念にのっとったものとして記載しております。

それから、４ページに移りますが、責務等ということで、市の責務ですとか、あるいは保護者、学校などの子どもに関する施設の関係者、事業者、市民が努力すべきことを示すということでこの規定を設けております。

それから、周知啓発というところで、広く市民の方に理解を深めていただく必要があるということでこの周知啓発を規定しております。また、ほかの市においても記念日というものを制定し

ているところもありますので、周知啓発の1つの事案として包括的に考えております。

続いて、5ページです。第2章、子どもの権利の保障ということで、まず、子どもの権利を明示しております。ここに掲げてある4つの権利については、子どもの権利条約に基づく権利ということですが、この権利を掲げる意義ですが、当事者である子どもを含めまして広く市民に、子どもにはどんな権利が備わっているのか、こういうことを明らかにすることが非常に重要だと考えております。

子どもには、自分はもちろんのことですがけれども、ほかの子どもにも同様の権利が備わっているということを理解していただく必要があると考えております。その権利の種類については、市民の意見などを踏まえつつ、さらに追加するものがあるかどうか検討する必要があると考えております。

それからその下、虐待・体罰・いじめ等の根絶ということで、この虐待等につきましては、いかなる理由があろうと著しい人権侵害であるということを一記いたしまして、その根絶に向けた強い姿勢を示すことが重要だと考えております。

続いて、6ページをお願いいたします。家庭における権利の保障ということで、ここからは、こういった子どもの権利を保障する、家庭ですとか幾つかその場面というかありますので、その場面場面に応じての権利の保障を図る必要があることを規定するものでございます。家庭における権利の保障としては、愛情深く適切な養育がされることですとか不適切な養育環境や生活困窮などの課題を抱えた家庭への支援、こういったものの規定が必要ではないかと考えております。

続いて、子どもに関する施設における権利の保障ということで、子どもに関する施設というのは、学校ですとか保育所ですとか、あるいは児童養護施設ですとか社会的養護施設、こういったものを含め、子どもが日常的に生活したりあるいは学んだりする施設ということで、そういう場においても、子どもの意見を考慮した運営が必要である。あるいは学びや体験等の機会の確保、不登校児童生徒への支援、こういったものを整理する必要があると考えております。

それから、地域における権利の保障ということで、子どもというのは地域における多様な人間関係の中で成長するということが重要であるので、地域における権利の保障というものも重要なものとして支援していくことを考えております。

それから、7ページのほうに行きまして、子どもの権利の侵害に関する救済ということで、相談機関の設置や救済措置というものを規定するということです。相談機関につきましては、既に千葉市のほうでも様々な窓口が設置されておりますけれども、子どもの権利擁護を図る機関といたしまして、児童生徒性暴力等防止対策検討委員会ですとか、あるいは、いじめ等調査委員会、こういったものが設置されておりますので、その救済の在り方については、こういうものの在り方を含めて検討する必要があるということでございます。

それから、第3章といたしまして、子どもの意見表明と社会参画ということで、これは重要な事項だということで、第3章、1章を使って規定していきたいと考えています。

まず、子どもの意見表明の機会の確保ということで、千葉市、本市ですとか、あるいは子どもに関する施設、こういったところにおいて、ちゃんと意見表明の機会を確保する必要があるということと、なかなか意見表明が難しいお子さんに対しては必要な配慮が重要であるということ、あるいは、その意見表明を行うために必要な子どもに対する啓発とか情報発信をちゃんとしてい

かなければいけないということも規定する必要があると考えております。

それから、こどもの社会参画の機会の確保ということで、こどもの意見が実際に市の施策等に反映されることがこどもの社会参画を図る上で重要だと考えておりますので、こういった規定も必要なものだと考えております。

それから、8ページです。第4章といたしまして、こどもに関する施策の推進ということで、千葉市の方針といたしまして、全てのこどもが健やかに成長できて、社会参画を図れる環境の整備、それから、困難な状況に置かれた若者の自立に向けた支援、それから、子育てに夢や希望を感じられるよう、妊娠・出産から切れ目のない支援、あるいは、地域におけるこどもや子育て家庭への支援者の育成や支援、そういったものに関して市の方針を明らかにする必要があると考えております。

それから、推進計画ということで、既に千葉市こどもプランですとか、こども未来応援プランというものが策定されておりますけれども、いろんな条例の制定に伴いまして、こどもに関する施策の一層の推進を図るために、既存計画の整備や統合を含めまして、その推進計画の策定ですとか、あるいは、その計画がちゃんと進捗しているかということの確認・検証を行う仕組みが必要ということでこういう規定を設ける必要があると考えております。

今後、国のほうからこども大綱が策定される予定でございますので、そういった内容を踏まえまして、場合によってはさらに検討をしていく必要があると考えております。

(仮称)千葉市こども基本条例の骨子案についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。大分整理をしていただいて、御意見をいただきやすくなっているかと思えます。それでは、どうぞ意見をお願いします。——はい。

○岸委員 岸です。何点かあるんですが、とりあえず2点だけ伺っていきたくと思います。

まず、目的のところ、すごく目的って大事です。先ほどの、委員会を超えて有志で集まるというようなこともこの目的を設定する上で非常に重要な核となってくると思えますし、目的がないと法の理念というものが定まりませんから、そしてまた日本人は理念の部分がすごく苦手で、法の字面だけで追っているというようなところがあるんですね。9条なんかの議論も理念を忘れた議論だと私なんかは思っておりますけれども。

まず質問したいのは、「未来を担う全てのこども」ということが、この未来を担う全ての者、確かにそういう言葉としては分からなくてもないんですが、こどもというのは未来を担うんですか。未来を担わないこどもはここに入らないんですか。今を生きているこどもはどうなるんですか。未来まで生きられないこどもはどうなるんですか。そうじゃないですよ。今のこどもの権利を認めていくということですよ。ですから、この言葉を使うときにはすごく慎重に使わないと、例えば大きな病気があって10歳までしか生きられないこどもの権利とか、そういったときに、じゃ、その子の未来ってどこを指すのかという話になってきます。やはりこれは丁寧な使い分けが必要だなと思っております。

それとちょっと近いことなんですが、「意見表明が困難なこどもへの配慮」、意見表明を、何か意見の表明の仕方というものが1つだと思っていらっしゃらないかな。言葉で言えないと意見表明にならないと思っていらっしゃらないかなと。意見表明ができないこどもっているんですか。

意見と言うから何か堅苦しいけれども、気持ちを表すことはどんな子でもしているんじゃないのかな。その気持ちを受け止めていくということが大切であって、そのためにいろんな方々がいらっしやるということを考えると、これまたちょっと「意見表明が困難なこども」という言葉も、それこそ配慮が必要なんじゃないのかなと思います。法の条文ですからなかなかこれは難しいんですけども、全てのこどもということを実際に考えていくとすれば、文言をどういうふうにするかということも丁寧に考えたほうがいいかなと思いました。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。確かに2つとも非常に鋭い御指摘かと思います。この御指摘について何か御意見ありますか。

○郡司委員 郡司です。私も読み込んで来たんですけども、真っ先に目的のところ「未来を担う」という言葉にまず引っかかりました。よく類似するものとして、有権者と主権者という言葉がありますが、よく、未来を担う有権者の子たちへというふうに主権者教育でやるんですね。それは間違っていると思いますので、まさに今を生きている、これからきっと子育てのことも入るでしょうから、これから生まれてくるこどもたちのことも含めることだと思いますので、むしろ未来を担うという言葉はすごくきれいで分かりやすい言葉でいいなと思うんですけども、削除していただいて、例えば、「千葉市に関わる全てのこどもたちが」とか、もうそこを全部削除してしまって「全てのこどもたちが」というふうに言っていただくと、千葉市が基本条例をつくる上で非常に分かりやすい目的になるのかなと思います。

関連して、ちょっと揚げ足を取るようで大変申し訳ないんですけども、「家庭や子育てに夢を持ち」というような言葉がそのところに表れてしまうと、千葉市さんがというよりこども家庭庁がというふうに思いますが、特に私は身体的には女性ですけども、夢はそんな持っていないので、夢を持つことを強要されてもちょっと困るなというふうに思います。せめて、家庭や子育てというものに対して安心して取り組むことができるか、そういった言葉だったら、子育ての支援に関する事で分かると思いますし、喜びを実感できるというのは、ちょっと私はまだ分からないので、このあたりがもう少し、こども家庭庁の文章をそのまま、こども基本法をそのまま持って来ず、千葉市としての文章に作文をし直すというのが必要かなと思っている次第です。

以上になります。

○宮本委員長 ありがとうございます。確かにそうですね。そして日本は少子化対策、最初からこういう感じで、こういう表現でやってきて失敗しているんです。この辺はちょっと検討をするということで、でも要検討の表現だと思いますよね。そのほかいかがでしょうか。——はい、どうぞ、沖委員。

○沖委員 すみません、私はこども基本条例に関してまるきりゼロだったので、多摩市と川崎市の基本条例というのをとりあえず印刷して読んで来たんですね。まずこの両市ともこどもの年齢がきちんと書かれていたんですけども、千葉市のこの定義というところには何歳までという定義がないんです。多摩市は20～30歳まで、川崎市は18歳未満と言っているんですけども、千葉市的には年齢は何歳までという規定をしているのかなというのがまずあります。

それぞれ多摩市も川崎市も第1条とか本当に、特に川崎市が、この条例を読んでいて私涙が出るほど、こどもたち・市民と話してよくここまでつくり上げたなと考えるんですけども、皆さ

ん読まれていますか。会が発足してから1年3か月後に子ども会議というのがあって、かわさき子ども集会代表者会議という、こどもたちがすごい意見を言っているんです。この会議を発足して1年3か月後にこどもたちからの意見を私たちがこれだけ聞けるようにやるにはどういう道筋を立てたらいいのかなというのがあるんですけども、とにかく何か、先ほどの岸委員、郡司委員のおっしゃったとおり、この定義というのが曖昧すぎて、もっと落とし込んだすごい文章、千葉市ならではの文章を考えるにはどうやってまとめていったらいいんだろう、何を話して誰が書くんだろうというのがすごくもやもやしているんですね。ちょっと何かそういう道筋も見えるところです。

○宮本委員長 対象年齢の問題に関しては令和4年度第1回に私が大分発言していますので、それもあくまで私の意見ですけども、年齢を18歳までに区切ることには私は反対だと発言しています。それはいろいろな考え方、立場あると思いますけれども、私が反対した理由というのは、18歳まででは問題は終わらない。もっと若者にまで含めて意見表明権、権利擁護、それから社会参画、それに取り組むべきだということで年齢を18歳までに区切らないという千葉市条例がいいと私は申し上げましたけれども、そのあたりについてもまだ別に結論を導き出しているわけではないので、これから何回もミーティングなんかをやる中でも議論をしていただければいいかなと思います。

この問題に関しては、特に期待したいのは、これだけ極めて積極的な優秀な若者委員など、大勢参加していらっしゃると思いますので、その年齢の方たち、つまり20代の方にとってこの条例って一体何なのか、20代の方が過去のことを見て、あるいは自分より下の子を見て何か言うという立場なのか、自分自身の今立っているこの状況に対して何か言うのか、そのあたりのところのスタンスと伺いますか、そここのところについて20代の若者委員たちがどう考えるかということをご希望、また今後ですけども、意見を言っていただくといいかなと思います。ちょっとこれもペンディングにしておきますか。

そのほかいかがでしょうか。——はい、松島委員。

○松島委員 第1章の責務等というところにある「こどもに関する施設」というのが至る所で条文の中に出てくるかと思えます。こどもに関する全ての施設を指すというふうに書いてある半面、市が出す条例というふうに受け止めたときに、ここにいらっしゃる方々が該当されている施設であったり、学校とかというところがすごくイメージできるんですが、最近でもよく犯罪が、こどもに対する性犯罪であったり、暴力であったり、虐待・体罰とかが起きるとするのは、市民であったり教育委員会の監督下でない、例えばスイミングスクールであったり、少年野球のチームであったりというところが今よく出てきているんじゃないかなと思っています。これから部活動というものが公的なものから外に出ていく中で、そこを改めて書くということにはすごく意義があるんじゃないかなと考えますので、この「こどもに関する施設」というところで、もう少し具体的なところ、もし私的なところを含めないというのであればそこまでだと思んですが、ぜひそこは含められるという考えであれば、含めるという考え方になってほしいなと思います。

以上です。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 今のお話は、その後、「事業者、市民の努力」とありますので、この1行では

全て含まれているんじゃないかなという理解をします。施設の関係者、事業者、市民ですから、例えばそういった方というのは、事業者であったり、市民であったりするわけですから、この施設の関係者だけ捉えると今みたいに切り分けられちゃうんですけれども、もう少し幅広いところをここでは考えているので、そもそもそういった考え方がここに入っているんじゃないかなと思うんですけれども、事務局のほうのお考えはどうでしょうか。

○宮葉課長 おっしゃるとおりです。

○宮本委員長 はい、田村委員。

○田村委員 今、松島委員から聞いてくださったことは、私はとても大切な視点だと思っていて、この条文を読みますと、これを理解するのが、大人が実際にこれを読んでこどもの定義というのはこういうものだよと理解する、あるいは今言ったような学校とかそういうことだけじゃなくていろいろなところで関わる中でということも踏まえると、こどもがこれを読んだとき、子ども・若者と言ってしまうのは申し訳ないんですけれども、若者が、こどもがこれを読んだとき、自分の権利とかそういうのが保障されていると、実感できる条文にしていかないといけないというか、そうすべきなんじゃないかということをちょっと考えさせられる意見だなと思っていて、私はこの条文を読んだときに、どうしても、私の大人の立場で、親の立場でこうやるべきだ、自分のこどもにとってもすごくいいなと思う部分はとてもあるんですが、自分のこどもが自分の権利として自覚できるまでにというところに今後可能性があるわけなんですけれども、そういう方向に変えていくと、こどもが理解できるものにしていかないといけないんじゃないかなということは非常に課題として考えさせられるので、今、御意見をいただいて、視点の違いというか、理解すればここに入っているとされればそうなんですけれども、その立場からすると、本当にこどもの立場を理解する大人になっていくかというのは今後検討をしなければならない問題かなと思います。

○宮本委員長 これは前回の意見の中にも出ていましたように、こどもに分かる、こどもによく伝わる条例にするということで、これから表現等々をずっと練り上げていくというようなことで、ちょっとそれも課題としておきたいと思います。――はい、どうぞ。

○小林委員 基本理念のところに戻るんですけれども、4ページの「こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下」というくだりがあるんですけれども、私、里親をしていてこどもを10人預かって育てているんですけれども、それから仕事は児童相談所に勤務しておりますので、日々、虐待の対応をしております。そういう中で、家庭が本当にしんどいこどもがいるところなんですけれども、ここに「家庭を基本として」となっていて、父母に第一義的責任があるんだというふうに言われると、やっぱりもう、親から逃れられないなというふうにこどもは感じてしまうという可能性があるんですけれども、逆に、そのこどもだけ救っていても駄目なので、親支援をしないといけないと思いますけれども、保護者からしても、家庭でやっぱり何とかしていかなくちゃいけないんだということをここで言われてしまう。そうじゃなくて、もちろん、児童福祉法は家庭養育が優先ということで、まず第一義的に家庭養育できるように支援するというにはなっていますけれども、いろいろな子育ての在り方があっていいんだというようなこと、しんどいときには子育てを手放すことができるんだというようなこと、手放されたこどももそれで捨てられたんじゃないでなくて、こういう社会なんだ、

社会で子どもたちは守られるんだと思えることというのが大事なかなと思いますので、その基本理念のところにこういうふうにならなくてほしいなと思います。

○宮本委員長 「こどもの養育は家庭を基本として行われ」という文言ですと、うっと思えますよね。これはこども基本法にもうたわれていて、子どもの権利条約に準じています。だから、この文言が踏襲されて使われているんですね。だけど、今みたいに、家庭を基本としてというときに、そこから外れる子どもたちの問題がこれだけ大きくなってくると、もっと社会的な養育をどう広げていくかみたいな、そういうことが重要になってきますので、ちょっとこの文言って抵抗がありますよね。——はい、どうぞ。

○岸委員 権利条約に掲げられているかどうかというのは、ちょっと確認できていないですけども、結局、家庭の定義ですよ。僕は今、小林委員が発言されたように、里親のような、それもまた家庭だと理解しなければいけないんだけど、どうも日本的な家庭というものがモデルになってくると、例えば前の教育基本法が制定されたとき家庭教育というのを省いたわけですよ。あれは明らかに教育勅語による教育を基本としていた大日本帝国憲法下の教育ということが家庭教育の持っている1つのモデルがあった。それに対してアンチテーゼがあったわけですね。それが今度の改正教育基本法で復活してきたという流れの中で、それをどういうカテゴリーでその家庭という言葉で復活させたかというのは非常に大きな問題で、家庭教育基本法だけ？ 基本条例、要するに定めろ定めろってちょっと怪しげな人たちの法律参加も出てきているわけで、ちょっと非常にこの家庭という言葉を使うのだとすれば、家庭の定義をどういうふうにするかということが重要になってくると思います。ひまわり会の働きは重要なところだと思いますけれども。

○宮本委員長 これは基本的には父母なんですよ。ここでこういうときに使う家庭という言葉が。

○岸委員 父母は必ずいるとは限らないじゃないですか。

○宮本委員長 そうそう。そこでこれは常に論争になるわけですよ。そう読むのだと、「、」の後の「父母その他の保護者が第一義的」となっているんですね。

○岸委員 ちょっといろいろ具体的な話になるとまずいので。私だと幼稚園で働いていますからいろんな家庭を見てきて、その家庭の中の何人という子ども、千葉市にはDVの検討会もありますよね。そういったところの意見も踏まえながら、言葉選びをしていかないともまずいんじゃないかなという気はしますね。

○宮本委員長 ちょっとこれもグループのミーティングの中で、家庭の養育というものについても検討をしていただけるといいかなと思います。とにかく10年、20年、30年前からどんどん変わってきている今の状況の中で、何を主張すれば正しいのかということがあるかだと思います。

じゃ、そのほかいかがでしょうか。——はい、郡司委員。

○郡司委員 ありがとうございます。ちょっと飛びまして、3章のほうなんですけれども、3章の一番上の「こどもの意見表明の機会の確保」のところがありますが、これと同時に、やはり反映プロセスの確立をやってもらうのが必要かなと思っています。ただ聞くだけじゃなくて、聞いた意見をどうその子にフィードバックするかとか、それをどう施設とか制度というものに反映させるのかという、ルールを決めるためのルールを決めないと、子どもたちは、意見を伝えてと言っている大人たちは聞くだけなんだと諦めちゃって、そういったことがないように、きちんと機会

確保プラス反映プロセスの確立までやっていただければなと思っています。

これに関連して、2章のほうにも、6ページの真ん中の四角で囲んでいただいている部分で、「こどもの意見を考慮した運営」とあるんですけども、考慮ではなく反映ではないかなと思っています。何かそここで配慮とか考慮という言葉があるんですけども、配慮は支援であって、考慮は反映なのではというところ、そこはもう少し重要なポイントかなと思いますので、こどもはあくまでも中心であるべき、それをどう支えていくとか、どう反映するかというふう言葉を変えていただけるとよいかと思っています。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。意見を聞くというだけでは全く駄目だというのは全く重要なポイントですよね。聞いてどうするかですよね。そしてどう返すかということになりますね。

そのほかどうでしょうか。——はい、どうぞ。

○村山委員 村山でございます。各論についてどこまでちょっと細かく言及するかというのは悩むところですけども、1点だけ、こどもの意見表明のところについてなんですけれども、意見表明のこの「意見」というところの意味をすごい大切にしたいなと思っています、御存じのとおり、これは権利条約ですと、オピニオンじゃなくてビューですよ。ですから、もう意見を述べよみたいなものではなくて、あなたの気持ちは今どういう気持ち？とか、そういうものだというふう考えていくべきだと思っています。そういうところを皆さんと共通認識の下で進めたいなという思いがあったものですから、ちょっと言っちゃいました。

あとは、1点と言いながらも1つなんですけれども、意見表明、例えば意見を形成する支援というのも入っていると思いますので、そこもきっちり定義したほうがいいなと思っています。話し出すと切りがないので、ちょっとこの場ではこれだけにしておきたいと思っています。そのZoomのミーティングの中でしっかり議論できればと思っています。

以上です。

○宮本委員長 ありがとうございます。Zoomの中でもいろいろ意見を交換すると同時に、委員会に限られているということもあって、御意見を事務局に直接届けていただくということもありませんけれども、いかがでしょうか。ばらばら意見が来たら困りますか。

○宮葉課長 いえ、御意見につきましては、その都度お伝えいただければと思います。ありがとうございます。

○宮本委員長 事務局のほうからオーケーが出ましたので、ぜひ、そういう形で意見を届けていただき、あとはまた事務局のほうでも検討をしていただきますし、私もそれに関わりながら整理してまたお諮りするということができるかと思っています。よろしいですか。——はい、どうぞ。

○松島委員 松島です。分からないことなので伺いたいたんですが、4ページに周知啓発で「記念日等の制定」というのがあると思います。定めている自治体があるからこれが周知啓発の1つの議論として効果的というところは恐らくそうなのかなと思いますが、これを具体的に学校の授業に反映しろとかいうことを条例として制定するということは可能なのか、また、そういうことはできないのかというところが、私自身分からないもので伺いできたらなと思っています。具体的な施策まで指定できるかどうかというところなんです。

○宮葉課長 こども企画課でございます。具体的な施策に落とし込めるかどうかというのは、その

ような事業を行っている所管との調整が必要になってくると思いますので、すぐにお答えするのは難しいと思いますが、ここでイメージしているのは、ほかの市とかでも、11月20日というところで、子どもの権利条約が国連で採択された日を定めて、それにちなんでこどもの権利の周知啓発を図るようなイベントをその時期に行っているところでもありますので、そういうところを参考にしてここに記載したということでございます。具体的な施策への関与というのは、この場ではお答えできないということで、申し訳ございません。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○矢尾板副委員長 確認をしておきたいんですけども、これからZ o o mでもいろいろやるので多分議論した結果がそれこそ反映されないこととかあって、それはなぜ反映されないかといったら、多分、条例をつくるところの対象とちょっと違ったものの意見が出たときにはなかなか反映されないということがあると、なんか反映されなかったという残念な気持ちになってしまうので最初の時点で確認をしておいたほうがいいかなというところで今発言をさせていただくんですけども、このいわゆるこども基本条例というのは、千葉市においてこどもに関わる様々な施策を推進していく上での基本的な考え方なり、地域としての考え方なり、こうあるべきだという在り方であったり、または方針というところだと理解をしているんですね。それでこの考え方に基づいて具体的な施策はそれぞれまたいろんな行動計画があったりとか、様々な所管での事業があったり、ちゃんとこれを踏まえてやっていきたいと思いますというところだと思うんです。そうすると、やっぱり具体的な施策というところでは、なかなかここで議論するというのは難しいので、方向性はしっかりと示していこう、それはちゃんと事業を計画していく中で考えていってもらいましょうねというところかなと思うので、多分これからZ o o mでいろいろ議論していったら、この施策やったほうがいいんじゃないかとか、これは入れたほうがいいんじゃないかというところまでやってしまうと、その後の反映という点ではちょっと難しいのかなと。確かにこういうことをやっていかなければいけないからこういう考え方とか在り方をちゃんと明文化しておいたほうがいいよねという議論になるのかなと思ったりするので、ちょっとそのあたりのスタート時点の目線合わせはしておいたほうがいいかなと思うんですけども、そもそもこの条例の考え方というのはどうなのかなというところを、ちょっと事務局のほうにも確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。基本的には今副委員長がおっしゃられたとおりなんですが、ただ細かな施策については、計画で定めてそれで進捗を図っていくということになるかと思うんですが、条例自体、大別すればこれは理念条例になるんだと思うんですけども、ただその中で、こどもの権利の保障ですとか施策の推進というところでどれだけ実効性を担保できるような内容にまで踏み込めるかというところがちょっとポイントになるのかなと思っています。

以上です。

○矢尾板副委員長 ありがとうございます。すみません、続いてもう1点ですけども、ちょっとそういうことを考えて、この条例というのはやっぱり市が考えて、これから施策を進めていく上でこうだということで、それで責務のところも、市は責務になっていて、保護者、その次の行は努力になっているというような、まさに押しつけないというか、市はベースとして関わっていくための考え方なのかなと思うんですね。

そうすると先ほどの家庭の問題とかいろいろあって、確かに言葉とか表現というのはこれから丁寧に考えていかなければいけないんですけども、まず考えていかなければいけないのは、例えば、そうした子どもたちを支援する上で、もしかすると市としてはまずベースとしてこういうことがあって、そこに対して行政としてこう関わっていくという基本的なスタンスというか枠組みというのは、この条例だけでは変えられないと思うんですね。その中でもちゃんと理解をしながら、この条例を議論していくということが大切なのかなと思うので、表現はすごく慎重に丁寧にやっていく必要があるかなと思うんですが、スタンスそのものは大きく転換はしないんじゃないかなとかというところも少し配慮していく必要があるかなと思いましたが、ちょっと一言申し上げました。

- 宮本委員長 そのあたりはよろしいでしょうかね、と思います。――はい、沖委員。
- 沖委員 すみません、すごい馬鹿な質問だと思うんですけども、今ここに書かれているこの四角で囲まれているのは、あくまでも骨格の部分で、実際に条文は誰が書くんですか。
- 宮葉課長 こども企画課でございます。今回お示しさせていただいたのはあくまでも条例の骨子案でございます。骨子につきましては、これを基に委員の皆様方で御議論・御検討をいただくという形になります。その中で最終的に条例に関する方針というのをこの検討委員会のほうでまとめていただきます。その中で、条文についてもこういう表現でというのは骨子の中に入れ込んでいただきたいというふうに思っています。ただそれはあくまでも方針でありまして、それを踏まえて最終的に市が条例案として決定して、それを議会に提出します。議会で承認をいただければそれを条文として制定するという流れになります。

以上です。

- 沖委員 続けてすみません。じゃ、例えば千葉市の言葉で書いた条文が出来上がるのは、大体何年のいつ頃を予想されているんですか。
- 宮葉課長 今現在での予定ですけども、令和7年の2月開催の市議会におきまして条例案を提出する予定でございます。ですので、その前段において、この検討委員会での答申あるいはこれを踏まえてまたパブリックコメントというものを実施して広く市民の方の意見を聞くということも行いますので、その後、条例案を決定して議会に提出するという形になります。
- 沖委員 ありがとうございます。
- 宮本委員長 それでは、まだ議事が残っておるものですから、一応このあたりまでにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議題（2）に移りたいと思います。シンポジウムの開催案について、事務局のほうから説明をお願いします。

- 宮葉課長 こども企画課でございます。資料2をお願いいたします。
前回の会議でも、シンポジウムの開催ということでこういった条例制定に当たっての機運を醸成する1つのきっかけとしてシンポジウムを開催するというふうに申し上げましたが、ある程度具体的なところを整理してきましたので、それについての御意見を伺えればという形でございます。

まず日時につきましては、9月24日の日曜日の午後1時から4時半ということで、場所は千葉市のハーモニープラザというところで行う予定です。

主な内容といたしましては、2部構成で、まず第1部は、パネルディスカッションということで、こちらのほうは今のところ市長が参加予定でございます。

テーマについては、子ども・若者の社会参画というものをテーマにいたしまして、実際にまちづくりに参加する意義ですとか、あるいは実際の取組の中で感じたことなどを様々な意見交換をしていけたらということで、パネリストといたしましては、ファシリテーター1人と、子ども・若者10人、こちらについては現在千葉市のほうで行っておりますこどもの参画事業に参加している方ですとか、あるいは一般公募も実施する予定でございます。

それから、第2部につきましては、分科会ということで、テーマは3つ設けまして、それぞれ同時開催で行う予定です。今のところ考えているテーマとしては、1つ目はこどもの権利の侵害と相談対応、2つ目がこどもの意見表明、3つ目がこどもの居場所ということを考えております。

実施方法につきましては、分科会ごとに学識経験者の方や子どもに関する事業者の方など各1名がテーマに関する話題を提供していただきまして、それに関して一般参加者と意見交換をしていただくということでございます。

4つ目、参加者ですが、市内在住・在勤・在学で、こどもの権利ですとかこどもの施策に関心のある方ということで、一応、小学生以上の方を想定しております。

定員については、会場の容量もありますので、パネルディスカッションについては200人、分科会については44人～48人ということで、いずれも事前申込制で募集してまいります。

現在はこういう形ですけれども、実際にファシリテーターなどの人選につきましては、今後調整していくという形でございます。もしかしたらこちらの検討委員会の委員の方にも御協力をお願いすることもあるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮本委員長 それでは、ただいま事務局から出されましたシンポジウム案について御意見ありませんでしょうか。——はい、どうぞ。

○岸委員 度々すみません。パネリスト10人で45分ですか。10人だと短くないですか。市長が挨拶するでしょうから、1人何分ぐらいしゃべって……。

○宮葉課長 こども企画課でございます。確かにちょっと短いんですけれども、お子さんもいらっしゃるの長い時間続けるというのはなかなか難しいというところで45分。参加者の事情ということがありますので、ちょっとそこは参考にさせていただきたいと思っております。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○檜浦委員 CBTの檜浦です。私はすぐそれを思ったんですけれども、ちょっと別のパネルディスカッションを過去に経験していますので、市長も入ってのパネルディスカッションだったんですけれども、60分の尺で、市長を入れてパネラーが5人でした。そのぐらいが妥当かなという感じなので、割り算すると1人4分ですよね。というのはなかなかないなとすごく思いました。

あともう一つなんですけれども、日時と場所というのは結構大事で、日時については誰でもが参加できそうな日曜日の午後ということではあるんですけれども、場所の千葉市のハーモニープラザというのがいわゆる交通弱者にとってみればバスでしか行けないところなので、車で行くというのもお考えなんだろうけれども、こどもが単独で来ようと思ったときには、バスに乗っていくというところなので、こどもの立場から考えると、やっぱり駅に近いところのほうがいいの

かなと思って、例えば千葉駅に近いほうがいいのかなと。以前、生涯学習センターも駅から近いのは近いんですけども、やっぱりちょっと遠いと言われたことがあったので、ハーモニープラザはあまりにもちょっと不便だなと思いました。住所は中央区の千葉寺ですね。遠いんです。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○米田委員 米田と申します。今、時間が足りないと言っているところでこういうことを申し上げるのは勇気が要るんですけども、パネリストの子についてなんですけれども、そういうところに参加するお子さんというのは自分の意見を言えるので、とても積極的にこういうところに参加したいということだと思うんですけども、誰一人取り残さずにこの条例をつくっていくのであれば、社会を構成するいろいろな子どもたちはここにいないと、いないことになっちゃうんじゃないかなと私は思っていて、いろいろな困難を抱えている子がいると思うんですけども、自分で手は挙げないかもしれませんが、こちらから声をかけて、やってみない？と言うことも必要かもしれませんし、顔を出して意見を言うのも嫌だという子もいるかもしれないから、そういう人には衝立を用意する等という配慮をしながら、普段パネルディスカッションしない子のお子さんもいると思うんですけども、そういう子が発言するには時間がかかると思うので、もっと時間がかかってしまうんですけども、この条例が目指したところを考えるんだったら、やっぱりそういう配慮は必要じゃないかなと思います。

○宮本委員長 本当に御指摘そのとおりですよ。前回の委員会のまとめの中でも、誰一人取り残さない基本条例ということでありましたので、シンポジウムの在り方がまさにそれを表さなければいけないというところがあると思います。

そうしましたら、ちょっと10人というのはあまりにも多過ぎるだろうという御意見と、それから場所の問題と、それからもっと堂々としゃべれる子どもたちだけではなくて、本当にニーズを持っている子どもたちの意見をお聞きしたいと、そのあたりのところ、ちょっともう一度、事務局のほうで御検討をいただくということによろしいですか。

○宮葉課長 ありがとうございます。人数につきましては再検討いたします。ただ場所につきましては、この時期、ほかのいろんな会場を当たってみたんですけども、ちょっと空いているところがないですとか、あるいは、多額の会場費がかかってしまうというところで、この場所に決めさせていただいたという次第でございます。

あと参加者につきましては、確かにおっしゃるとおりなんですけども、我々もなかなか考えなければいけないことになるんですけども、そういうお子さんにどうしたらこの場に出ただけなのかというところを、もし教えていただければそういう形も取りたいとは思っております。

○宮本委員長 それでは、委員の皆様にはちょっと御協力をいただいて、出てくださいと言うのではなく、本当に出てくださいようにいろいろな手当をする必要があると思いますけれども、その可能性を追求するということにしたいと思います。

それでは、シンポジウムに関してはこれでよろしゅうございますでしょうか。ありがとうございます。

最後の議題ですけども、市民からの意見等の収集について、これも事務局から説明をお願いします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。それでは資料3-1をお願いいたします。

こちらにつきましても前回の会議で御説明させていただきましたが、この条例制定に当たって幅広くいろんな方の意見を収集する必要があるということで、実施方針とか実施方法とかを整理させていただいております。

まず1つ目、実施方針ですけれども、広く市民の意見等を収集するために様々な機会を通じてアンケート調査を実施していくと。実施に当たっては、年齢等に応じて複数の様式を用意していく。また、意見表明が困難なお子さんにつきましては、こどもと信頼関係にある関係者によるヒアリングをお願いする方法で考えております。

2つ目の実施方法ですけれども、原則として、電子フォームによるアンケート調査といたしまして、これにより難しい場合は紙媒体とかでも対応していきたいと思っております。

具体的なアンケートの区分ですけれども、まず1つ目が、小・中学生、高校生等というところで、こちらにつきましては、区ごとに市立の小学校2校と中学校1校のほか、市立の高校2校を選定いたしまして、その調査対象を小学校5・6年生、合計1,700人、中学1～3年生、合計2,400人、高校1～3年生、合計1,700人、こういった方々を対象にアンケート調査を行う。ただこの対象外となった学校につきましては、アンケート調査の周知用のチラシを別途生徒に配布していただくようお願いいたしまして、御興味のある方については意見を募集していくという形を考えております。

また、市立の養護学校、第二養護学校、高等特別支援学校につきましては、意見収集の方法も個別に学校と調整させていただいた上で実施していきたいと考えております。

また、調査対象の学校の保護者に対してのアンケート調査につきましても別途調整をしていきたいと思っております。

2つ目が、大学や専門学校生などの若者を対象としたアンケートでございます。大学生につきましては、市内に所在する私立の大学とか短大で構成するちば産学官連携プラットフォームですとか、あるいは、千葉大学等に個別に依頼をしていきたいと考えております。

また、専門学校生につきましても、個別に周知用のチラシの配架等を各学校に依頼していきたいと思っております。

社会人の方につきましては、市の広報紙ですとかホームページ、ツイッターとか、あるいはシンポジウムを活用して周知していきたいと考えております。

また、一般市民の方につきましては、同様に市の広報紙等で周知を行ってきたいと思っております。

裏面をお願いいたします。

(4)ですけれども、こどもに関する施設の関係者ということで、関係団体等を通じて調査への協力を依頼していきたいと考えています。また、本こども基本条例検討委員会の委員の皆様を通じて、所属団体等を通じて調査への協力を依頼していきたいと思っております。

次に、(5)としてWEBアンケートということで、こちらについては市のホームページで行っているところですが、制約がありまして、期間が定められているということで、9月1日～10日、また、仕様上、設問数も7問と限られておりますので、ちょっと内容を工夫した上でそういったものも広くアンケートを行っていく1つの方法として取り入れていきたいと思ってい

ます。

3つ目に、意見表明が困難なお子さんへの対応ということで、障害ですとか社会的養護施設、こういったものに入所している方ということで、様々な事情によって意見表明が難しい方については、保護者の方や施設職員の方など、こどもと信頼関係にある関係者にこどもに対するヒアリングを依頼するほか、状況に応じて我々のほうで関係者の方にヒアリングを実施していきたいと思っております。

それから、資料3-2から3-5につきましては、実際のアンケートをしていく案でございます。それぞれ年代別等に分けてつくっております。

市民からの意見収集等についての説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○宮本委員長 ありがとうございます。それでは、御意見をいただきたいのですけれども、この調査票については、対象がそれぞれ違うもので4種類出ているのですけれども、本当であればこの内容について十分に御意見をいただくべきことなんですけれども、ちょっとその時間がなく、それからまた皆様のお手元に届いてからまだそんなに時間がたっていないので、十分に目を通していただく余裕がなかったかもしれないですね。そのあたりを含めてどうするかということなんですけれども、この手の調査票は、調査票を完成させるために相当もまないとちゃんとしたいいものにならないので、手間暇かかるというようなことがあり、これからどうするかということで何か御意見があればいただきたいのですけれども、少なくとも、次の委員会の前にこれは実施しなければならないので、事務局と委員長、副委員長と、あとこういう調査票の御専門の委員の皆様にもちょっと御協力をいただいて完成させるということになるかと思っております。そのあたりについていかがでしょうか。——はい、二タ見委員どうぞ。

○二タ見委員 人権擁護の二タ見です。アンケートはとても年代別に考えられて、いいものかなと考えました。人権のほうでは、小・中学校に人権教室ということで学校に授業に伺います。小学校の場合は大抵3・4年生から対象で人権についての授業を行うことがあるのですけれども、ここでは5・6年生からというような設定になっておりますが、もしこどもだけでこのアンケートに答えられないならば、答えは保護者の方と一緒に書いてくださいというようなアンケートの仕方もできると思います。そうするとより幅広く考え方は集まるし、また親の分も巻き込むということは大きな意味があるんじゃないかなと思いますので、もし可能なら、もう少しそういうアンケートに上げられるならばお願いしたいなと考えます。

以上です。

○宮本委員長 対象年齢をどうするかという話ですよ。どうでしょうか。

○岸委員 そもそも何で5年生からにしたのか……。

○宮本委員長 じゃ、なぜ5年生からにしたかという理由を事務局のほうからお願いできますか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。確かに何歳から実施していくのかというのはかなり難しい問題があります。明確な理由、5・6年生からなら十分だというものがあるわけではありません。ただ一応高学年という形で、そこの区別でほかの下の学年とは違うような設問になっておりますので、小学5・6年生とはしておりますけれども、もちろん今おっしゃられたように3・4年生という考えもありますし、あるいは、もっと下からでもというようなこともあるかもしれません。これについては事務局のほうで正解というものは持っておりませんので、いろいろな御意

見をいただければと思います。

○宮本委員長 はい、どうぞ、田村委員。

○田村委員 例えば、小学校5年生以下のこどもたち、このアンケートが実際に5年生以上に実施した結果を基に、例えば小学生、小さいこどもたち、幼児期のこどもたちもそうなんですけれども、例えばこういった意見に賛同できるかとか、いろんなこと、この意見はどう思う？というようにこととかは、そういう意味ではないのかなというふうに思っていて、ある程度の意見項目ができてからというところになるんでしょうけれども、例えばそのやり方の方法として、年齢として多くのこどもたちが入っていくということを踏まえて、やっぱり意見聴取することは重要なと思います。

あとは、18歳から29歳までの項目を見させていただきまして、大学生である人が答えるための調査項目なのかなというのを感じていて、それ以外のこどもたちとか若者ですけども、例えば基本項目として、「あなたの状況について教えてください。」、「1大学生」で始まるのはどういう関係でというのは私は思ってしまった、やっぱり、多くのこどもたちから意見をもらうということ踏まえた項目、これから検討をするのでしようけれども、その点を踏まえて内容についても、例えば困難な状況の子ども・若者に向けた支援が必要ですかというのを当事者に聞いて、反応するかどうかというのをもう1度考えていただきたいというふうに読ませていただいています。もちろん聞きたいという思いがあって、ぜひ、こういう項目をとということでまとめていただいていると思いますけれども、聞き方というのがやっぱりあるかなと思うので、やっぱり多くの意見がきちんと入って条例に協力してあるものになりますので、例えば、今いるこどもたちからの意見で決めるんだけれども、それが5年、10年後、その小さい頃のこどもが若者になってもきちんとこの条例に掲げられるまでになっていくように、その基となる意見の聞き方というところはちょっと御提示していただけたらなと思いました。また検討をしていただければと思います。

○宮本委員長 はい、どうぞ。

○渡部委員 すみません、一時保護所のこどもについては対象になりますか。

○宮葉課長 こども企画課でございます。そこはちょっと今後検討する形になります。

○沖委員 すみません。このアンケート調査をまずZoomの会議の一番にして、みんなで読み込んでから考えたほうがいいと思うんですけども、このアンケート調査ってすごく大事だと思うんです。私はまだ小学校5年生から高校生というのしかきちんと読んでいないんですが、まずこれは小学生、要するに11歳から12歳の子と18歳までの子を一緒にするのは難しいということで、小学生版と中高生版にアンケートはつくり替えたほうがいいと思うんですね。

中身を見て、問6なんですけれども、皆さんちょっとこれ非常に難しい問題だと思うんです。読んでみてください。1から14まである項目の優先度の高いものから3つ選んでください。小学校5年生のこどもに答えられないと思うんです。なぜかという書いてあることはみんな重要なことだから。この中で何が優先度が高いか。これは大人でも難しいなと思うんですね。

資料の3-3、3-4、3-5、全部これは問6というのはそれぞれ対応して言葉が変わっていたりして、すごく考えてつくられているというのは分かるんですけども、この小学生対象のアンケートをするに当たっては、この問6は、例えば、1こどもをあたたく見守る大人の存在、そして、2と3は同じこと、一緒にしてしまう。そして4、そして5から8までは、こども一人

一人にあった支援ということでもとめられると思うんですね。番号を6項目ぐらいにしたら、あ、どれが大事なかと心にヒットするものを3つぐらい選べると思うんです。いろいろアンケートって分析に使うと思うんですけれども、こどもが1を選んだな、2を選んだなというので、その次の19歳——これは18歳というのは間違いだと思うんですね、19歳から29歳までのアンケート、資料3-3ですね、その人たちが選んだ答えとどういうふうに変わっていくかというのも見られると思うんです。

なので、ちょっとこのアンケートの項目というのはすごく大事だと思うので、これをZoom会議の1回目にして、みんなでもむというのはすごく大事だと思うんです。

あともう1点、問3なんですけれども、あなたの普段の生活の中で、「こどもの権利」に関わることについて、ア、イ、ウと書いてあるんですけれども、アはAと書く、イはBと書く、ウはCと書く、これも難しい問題だと思うんですね。それぞれア、イ、ウは中黒にして、1命が守られ、平和で安全に暮らすこと、とても守られています、A、まあ5年生、A、B、Cが書けるか、書けると思うんですけれども、ちょっとこのア、イ、ウと1、2、3は大人仕様だと思うので、そういう中身の変更とかも踏まえて、これは委員の全員がきちんと読み込んで、自分の欲しいものがこのアンケートから手に入るかどうか、そういう観点からきちんと見たほうがいいと思います。

○宮本委員長 ありがとうございます。もう予定の時刻が過ぎたものですから、今お2人、手が挙がったのでお願いします。

○郡司委員 2つお伝えしようと思います。1点目として、学校の選び方なんですけど、これは地域によって調査はかなり変わるかなと思っています。ちょっと市営・県営住宅のあるような地域はとか、よくそういったことは聞きますので、どういうふうに変えられるのかというのはぜひ教えていただければと思っています。

2点目として、アンケート調査の資料をそれぞれ頂いてはいるんですが、これをばつと渡されて書けるのはかなりきついかと思うので、例えば、こどもの権利ってこういうものだよという動画を流すとか、川崎市が作っている権利についてアニメの動画があったりするので、そういったものを見せた上でこれを書かせるとか、あと特に今私もそうですけれども、18歳から29歳の若者といわれる人たちは、こどもと言われたときに自分たちではないと勘違いする可能性は非常に高いと思います。何かこども扱いするなよという、そういうことになっちゃうのかなと思うので、あなたも対象なんだよということをぜひ書いていただきたいなど、そういう前振りをもものすごく丁寧にする必要があるのかなと思ひまして、1点御質問と1点意見、お伝えさせていただきました。

以上です。

○矢尾板副委員長 先ほどのシンポジウムの件もそうなんですけれども、そもそもなぜやるのかというところ、そこが重要なのかなとちょっとお話を聞いていて思って、今日の資料を頂いていますが、それぞれのアンケートに目的が書いてないんですね。そこは明確にしないと議論がいろんなところに行っちゃうので、議論をちゃんとしっかりと集約していくためにはまず目的というのをもう1回再確認しておいたほうがいいかなと思ひました。

その上で、その目的に沿った項目をつくっていくということかなと。先ほどシンポジウムのほ

うは、内容はその目的に応じてどういう方をパネリストに呼ぶのかということにもなると思うんですね。方向性的に、これはやっぱり骨子案というのが今日出されていて、その骨子案を検討していくためには、こどもたちやそれに関わる方々がどんな課題を抱えているかとか、そういう現状把握、これをちゃんと調べた上で骨子案のほうを肉づけしていこうというためにシンポジウムもアンケートもやると思うので、もう一度ちょっとその軸に戻って、何を知りたいのか、これは今後骨子案を肉づけしていくために何が必要なのかということ整理した上でアンケート調査票をつくっていくということが重要ななと思いました。

以上で、一言申し上げました。

○宮本委員長 ありがとうございます。今、副委員長が言われたとおり、何を明らかにしたいのかということ、もう少し明確に合意形成しながら、シンポジウムとアンケート調査はやる必要があるように感じました。だけれども、とにかく、こういう委員会でもむということができないので、ちょっと事務局と私のほうで相談をしながら、やってあまり意味がないとか、これを見たこどもがただ混乱しただけみたいな、そういうものにならないように注意して実施まで持っていきたいと思っています。少したったところでまた委員の皆様にも御協力をお願いしますけれども、そのときにはどうぞよろしくお願ひいたします。——はい、どうぞ。

○小林委員 私、最初に千葉市としてどう考えるんですかというふうに言ったんですけれども、やっぱりちょっと委員の思いと事務局とというところで、いろんな文言についても乖離があるというような気がしていて、これは提案なんですけれども、千葉市の職員さんにもこの委員になっていただくということはできないんですかね。教育の方もそうなんですけれども、こちら側に入っていて、このマインドを行政の中に伝えていただくということは、みんな委員が話したことを事務局に伝えるということじゃなくて、一緒につくり上げていくということが何かすごく重要なんじゃないかなというふうに思ったので、そんな提案をさせていただきたいと思います。

○宮本委員長 いかがでしょうか。——はい、どうぞ。

○宮葉課長 こども企画課でございます。こちらのほうは附属機関となっております、市の職員は基本的に委員にはなれないという形になっております。その代わり、後で報告事項として御説明しますけれども、庁内連絡会議をつくって、庁内での情報共有ですとか、この検討委員会の議論の内容ですとか、御審議の内容を庁内の関係機関で共有を図って、必要な連携体制を構築していくということをしておりますので、そのあたりでカバーしていきたいと思っております。

以上でございます。

○小林委員 教育関係の方も入っていますけれども……。

○宮葉課長 事務局としては教育委員会ももちろん入っています。

○宮本委員長 事務局と委員会ですできるだけ密に交流をして、今日で2回目ですけれども、だんだん密になりつつあるかと思っておりますので、できるだけコミュニケーションをよくして進めていければと思っております。

じゃ、あと事務局のほうから何かお知らせがあったらお願いします。

○宮葉課長 では、報告事項という形で、これも先ほどちょっとお話をしてしまいましたけれども、資料4をお願いいたします。

千葉市こども施策庁内連絡会議設置要綱というものを資料として提示しておりますけれども、本市におけるこども施策の総合的な推進を目的といたしまして、こういった庁内の連絡会議を設置しております。

第4の活動内容のところなんですけれども、この連絡会議につきましては、次に掲げる事項について、情報の共有や協議を行うとしております。1つ目が、こども施策の推進に関すること、2つ目が、こども施策に関するこどもや子育て当事者等の意見の聴取及び反映に関すること、3つ目が、(仮称)千葉市こども基本条例に関すること、4つ目が、千葉市こどもプランの進捗に関すること、5つ目として、その他必要な事項に関すること、こういったものにつきまして定期的に会議を開いて、情報の共有や協議を行ってまいりまして、先ほど申し上げましたけれども、この条例検討委員会の検討内容ですとか審議の内容、こういったものも庁内のほうで共有をしていくという形にしております。

その構成メンバーなんですけれども、その裏面でございますように、複数の部局にまたがっております。全部で31の所管で構成しております。こども施策に少なからず関わっている施策を所管している課等ですけれども、こういったところと必要な情報共有を図りながら、こども施策の進捗の総合的な推進を図っていくということとしております。

報告事項としては以上になります。

○宮本委員長 ありがとうございます。私の議事進行が拙くて予定の終了時刻をオーバーしてしまって大変申し訳ございません。まだまだ御発言たくさんおありと思いますけれども、一応ここで終わりにさせていただきます。

先ほども申しましたように、意見があったら、ぜひ、事務局のほうにメールでも電話でも伝えていただければ、さっきの調査票1つ取ってもそれで大変助かる、よく進むと思いますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

じゃ、事務局にお返しします。

○宮葉課長 こども企画課でございます。連絡事項を申し上げます。今年度の第2回目のこども基本条例検討委員会ですけれども、シンポジウム開催後の10月から11月頃の開催を予定しております。日程につきましてはまた改めて調整させていただきます。

また、Zoomのミーティングにつきましても、できるだけ早期に御連絡をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○矢尾板副委員長 お願いなんですけれども、1つは、3月にこども・若者サミットをやられていると思うんですね。CBTも含めてこどもたちが関わってきた施策の発表会ですので、そろそろホームページに載るのかも載ったのか分からないですけれども、ぜひ委員の皆様に見ていただいて、これまでやってきたことを知っていただきたいというのが1点です。

僕は、こども・若者市役所という取組をやっているんですけれども、意見表明をこれから考えていく上では、施策として実際にやっている現場を見ていただいて、CBTもそうかもしれないですけれども、地に足が着いた議論をやっていただきたいなと思いますので、ぜひそういった現場をしっかりと見ていただきたいなという希望を持っておりますので、そういったところの周知も事務局のほうからしていただけるとうれしいなと思います。

○宮本委員長 私からも1つ、この条例の検討に関係するような、非常に参考になる文書や書籍が次々と出ているんですね。私もこの委員会に関わるようになって、いろいろなところから情報が集まってくるようになっていて、それを委員の皆様、もちろん事務局も、共有すれば、よりよく進んでいくことは間違いないという感じがします。ということなので、私も事務的にそういったものは全部上げたいと思いますし、それを事務局のほうで委員に配信していただければ共有できるかなと思いますので、ぜひ皆様のほうも、これはみんなで共有したほうが良いと思うものがあったら事務局に上げていただけるといいと思います。よろしくお願いします。

○宮葉課長 先ほどの副委員長のほうからお話がありましたこども・若者フォーラムにつきましては、千葉市こども企画課のホームページにYouTube動画を上げておりますので、ぜひ御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○佐久間補佐 長時間の議論ありがとうございました。以上をもちまして令和5年度第1回千葉市こども基本条例検討委員会を閉会いたします。委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。